

## 令和4年度（2022年度）熊本県障害者施策推進審議会 議事要旨

1 日 時 令和5年（2023年）2月1日（水）

午前10時から正午まで

2 場 所 ホテル熊本テルサ 3階 たい樹

3 出席者

<委員> 20人中19人出席（50音順）

今吉会長、岩本委員、植木委員、甲斐委員、金和委員、倉田委員、  
酒井委員、重岡委員、柴藤委員、篠原委員、竹田委員、中村委員、  
林委員、古田委員、本田委員、松本委員、村上（泰）委員、  
村上（祐）委員、森委員

<県> 沼川健康福祉部長

（障がい者支援課）

米澤課長、牛島審議員、永田審議員、村上課長補佐、木村課長補佐、  
赤崎主幹、田代主幹、上主幹、中島主幹、石野主幹、有田主任主事、  
杉本主事

（以下の課から担当者が出席）

健康福祉政策課地域支え合い支援室、交通政策課、消費生活課、労働雇  
用創生課、道路保全課、建築課、住宅課、特別支援教育課

4 議事概要

（1）開会あいさつ

（2）議題

①くまもと障がい者プラン（第6期熊本県障がい者計画）の進捗状況につ  
いて

②熊本県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促  
進に関する条例に基づく取組状況について

（3）報告

（4）閉会

5 議事要旨

**議題1 くまもと障がい者プラン（第6期熊本県障がい者計画）の進捗状況に  
ついて**

※資料1を事務局から説明

（意見・質疑等）

○古田委員 はい。ちょっと初めてなので教えていただきたいですけども、2ページの基本理念のところ。障害のある人もない人も「ともに」生きるが平仮名っていうのは何か理由があるかどうか教えていただきたいです。それと、9ページの12の、自殺死亡率。人口10万人に対して、これは障がいのある方の率なのかっていうのと、11ページの21。障害者就業・生活支援センター利用者の就職後の定着率っていうのは、これは一般の事業所だけなのか、A型も入っているのか3点をお尋ねしたいです。以上です。

○今吉会長 はい、ありがとうございます。障害のある人もない人もともに生きる社会、まず第一が平仮名にされているところにご質問があったかと思えます。それと、数値目標のところでの、具体的な現状についてです。また、就業についてのご質問があります。事務局の方からよろしくお願いします。

○事務局 ご質問ありがとうございます。順に回答をさせていただきます。まず1ページ目のところにあります基本理念の中に「ともに」生きると表現があるが、平仮名の理由があるかというところでもございました。こちらはつぶさに当時の経緯等を把握しているわけではございませんけれども、障がい者計画がいろいろな方の目に触れるということで、いろんな方に分かりやすくお伝えするためには、あえて平仮名にしているというところではないかと考えているところでございます。参考までに、条例の方は、いわゆるあるない条例のところ、2ページ目の一番下に記載がありますけれども、条例の中でも、あえて平仮名にしているというところだと思えます。

2点目でもございますけれども、9ページだと思えます。項目12番の自殺死亡率っていうところ。これが障がいのある人の数字なのかどうかという質問だと思えます。こちらにつきましては、障がいのあるなしに関わらず、熊本県内におけます障がいのない方も含めた数字ということで認識いただければと思っております。3点目でもございますけれども、11ページ目の項目21番ですね、いわゆる中ポツセンター利用者のお話だったかと思えますけれども。担当課からお答えさせていただきます。

○事務局 こちらのポツセンター利用者の就職後定着率というところにつきましては、一般就労の数値になります。

○今吉会長 はい今、古田委員の質問について説明いただきました。ありがとうございました。他に、皆さんの方から、この点がもう少し詳しくとかいうことがございましたらお願いいたします。

○**金和委員** 8ページについてお尋ねします。地域生活支援のところの下にこう分析の言葉が書いてあるところですが、現状について、ちょっと今後考えられるのかなというところに少し、ご説明いただきたかったり、現状の報告をしたかったりという部分です。私のところも入所施設をやっておりまして、長く110床でしたが、今75床です。こういうふうに減ってくるっていうのは、意識して減らした部分もありますが、高齢の方がお亡くなりになり、若い方が入られない。ギリギリまでできるだけ在宅にいたいという思いがすごく伝わってきます。若い方でなくても、本当にギリギリまで在宅で暮らせるような地域づくりをして欲しいという意向をすごく感じます。その中で、重心児の医療的ケアも必要なお子さんのショートステイの希望がものすごく上がってきます。で、うちは今入所を減らして、ショートステイが14床に増やしているんですけど、満床に近くなる日もありません。また、医療型短期入所もしていますが、とても重度のお子さん方が、今後入所しなくても済むような世の中を作っていくということが大事なように思います。そのためには、お子さんでも重度でも、利用できるショートステイが足りないように思います。独特な配慮が必要です。重心のお子さん方は、ほとんどがタブレットを持っておられます。お言葉がない方も自分でYoutubeを見て過ごされるので、Wi-Fiが必ず必要ですし、そういう対応に慣れていかなきゃいけないかなと思います。ある程度、65歳以上の方でも、ギリギリまでショートステイをうまく利用しながら、在宅で過ごしていきたい、ヘルパーなどと組み合わせながらという、そういう現状を考えながら、この計画が進めばいいなというふうに思います。

それともう一つ、ここはお聞きしたいところなんですけど、国からもよく今、重層的支援っていうのが言われています。この意識がこの計画の中に、これを進めていく中に、どれほど意識されながら進んでいるのかなということを思います。障がいであり、貧困であり、高齢であり、医療的ケアが必要とか、逆にこれじゃなくて子どもであり、いろんなことが混じり合って、困り感があって、どこに相談していいやら分からないっていう方がすごく増えているように思います。そういう方々をどんなふうにとめていくのか、それぞれの施策は、それぞれでももちろんパーセントを上げていくことは大事なんですけど、そういう複雑な要素を持った要支援の方が非常に増えていることを、この計画の中で、どこでどう掴んでいかれるのかなというのを、ちょっと本筋から外れるかもしれませんが、お聞きしたいなと思います。お願いします。

○**今吉会長** はい。ありがとうございました。金和委員の方からは、社会資源、少し充実化を目指してもらいたい。それと各利用者の利便性を考えていくと、I

T化されているような、いろんな整備が必要であるし、Wi-Fiあるいはそういった環境も必要になってくるであろうと。それと重層的な支援という形では、今多くの市町村の方で、地域福祉計画を作ってます、地域福祉計画の下で、障害福祉計画、あるいは高齢者保健福祉計画、子ども子育て支援とか、そういった形になってきてますので、そこで重層的といったような話が広くいろんな人たち、支援が必要というふうに計画をされております。はい。金和委員の質問を聞いて、事務局の方からよろしくお願いします。

**○事務局** ご質問、ご指摘ありがとうございます。

医療的ケアが必要なお子さんを含めた、いわゆる重度の障がいのある方の在宅支援サービスについては我々としても非常に重要だと思いますので、この計画にあります数値目標も含めて、それ以外のものも含めてしっかりと進めていきたいと思っております。

重層的支援との関係につきましては、今、今吉会長からご説明いただいたとおりでございます。この計画との関係で言いますと、計画の中に重層的支援の取組というものは出てきてはおりません。ただ、計画の1ページにもありますとおり、目指す姿、この計画の最終的に目指す姿というところの中には、共生社会の実現というフレーズもございます。共生社会の実現のためには、重層的支援の整備ということもツールの一つとしてはあり得るものだと思っておりますので、直接、計画の中には出てきませんが、重層的支援、障がい者本人ではなくて、いろんな障がい者、家族が抱える不安とか疑問とか、まるごと支えていくという視点は非常に重要でありますし、計画の中には書いてありませんが、計画にはなくても持ち続けなくちゃいけないというふうに考えております。以上でございます。

**○今吉会長** はい、ありがとうございます。他に。村上委員。

**○村上泰幸委員** 精神保健福祉会連合会 村上でございます。数字の取り方についてお尋ねをしたいと思っております。9ページをご参照ください。9ページの下の方に精神病床における1年以上長期入院患者数についてはと記載がありますがけれども、若い方は確かに減少していると思っております。ただ、65歳以上は年々増加しているというのはですね、私としてはちょっと違和感がありましてですね。高齢者は、そんなに高齢になってから入院する人はほとんどいないと思っておりますので、65歳以上が増加しているというのが非常に私は違和感がありました。取り方のところでですね、精神医療機関に入院してる方々の中には、単純に統合失調症の方、それから高齢で認知症の方が入院してらっしゃる方がいらっしゃる。医療機関によっては、ある階全部がそういう方々のエリアという、そういうところがありま

す。そういう方が、例えばどうしてそこに入院しておられるかという、本当は特別養護老人ホームに行きたいんだけど、空きがない、入れないので、そこで入院して待っていると。そういう方々を待機入院というんだそうです。そういう方がほとんど医療機関にいらっしゃるので、今の状況からすると、そういう方がどんどん増えてくるので、皆で一生懸命頑張っても、65歳以上の入院者数は、減るところか増える一方だと思いますので、そのところは区分けをしないと、原因が違う、対応が変わってくるはずなんで、そこは区分けをする必要があるんじゃないかなと思います。その数字の取り方について、私たち精神のところだと、単純に統合失調症なんですけどそういう人たちと、高齢の人たちと、数字のとり方は分けておられるのかどうなのか。もし分けておられないのであれば、分けてやった方がより実態がはっきり分かってくるので、そのようにしていただければと思います。以上です。

**○今吉会長** はい。ありがとうございました。精神病床における入院患者の数字の取り扱いについて、年齢でいくのか、あるいは症状でいった方が分かりやすいんじゃないかといったようなご意見だと思います。事務局の方は、いかがでしょうか。

**○事務局** 村上委員、ご意見ありがとうございました。今65歳以上の方の入院の数ですね。取り方ということですが、これ認知症、統合失調症とかそういったもので区分けをしてカウントしているものではないのが現状でございます。なので、我々も今、委員がおっしゃるように、なかなかですね、待機入院の方とか、認知症でなかなか入院できないような方とか、そういった実情がありますので、できれば区分けしたやり方で数字の把握ができればですね、より実情に応じた数字になるとは思っております。今のところ、各病院に照会をいたしまして、そういう区分けをしないままの数字が上がっているという現状でございます。以上でございます。ありがとうございました。

**○今吉会長** はい。ありがとうございました。次回、もしそういった部分が少し改善されればよろしいかなというふうなことだと思います。はい。竹田委員。

**○竹田委員** 身障連の竹田でございます。すいません。5ページにちょっと、数値目標がいったい何のためにあるのかなっていうふうになんて気にはなってるんですけども、項目36で、乗合バスのうちノンステップバスの割合は、これ達成率100%以上の数値目標に当たってるんですね。そうすると、注目しなくていいのかなと実は思ってしまう。よく考えてみると、ノンステップバスに本当にできて

のかなというところに行くと、全体のバスとしてはですね、ちっとも（ノンステップバスに）なっていない、進んでいないという気がします。これは、数字のごまかしみたいなもんです。乗合バス、いろんな乗合バスがあるんですけども、全て含む乗合バスであればですね、ノンステップバスに進んだと思えますけど、例えば高速バスも乗合バスなんですね。それは全然進んでない。そういうところまでこれに反映できてない気がしますので、もしかしてこの100%以上の数値目標が上がって、これ本当にいいのかなという感じでいくと、本当に台数が何台とかまで詳しく出てくると、多分そこで全然違う数字が出てくるのかなと思います。掲げている数字が低すぎるのかというのも疑問です。そのところよろしくお願ひしたいと思ひます。

もう一ついいですか。同じようにですね、歩道整備計画っていうのがありますけど、バリアフリー整備が進んでるのはあくまでも、熊本市が中心として入らないとこれはバリアフリー整備は、見る限りはですね、あくまでも熊本市を除くっていうふうに書いてあるんですね、一番ですね。だからその計画の中で熊本市を除くっていうのは、いかがなものかなというふうにいたします。だから、熊本市がやってる整備事業っていうのは、やはりあるはずなんですね。そこまでできれば、計画の中でお示しいただくと、熊本市ができてる、できていないというのが一番重要ではないかなと思いますので、除くっていうふうにするのはいかがなものでしょうか、聞かせていただきたい。という2点でございます。

すいません。ちよっともう1点なんすけども。小学校、10ページですね。県立高校のエレベーターの設置率っていうのがありますけども、下の方に書いてあるとおり、小学校から高校までの引き継ぎは分かってることなんすけども。エレベーターの設置率っていうのは、高校の設置率が本当に必要なのか。これは要するにもう29校中、26校にエレベーターが設置されてることです。それよりも、実際、小学校の方がどのぐらい設置されているかが全く見えないんですよ。そういうのをぜひ示していただきたい。今後の方向性としてはですね、もう100%達してるので。近く力を入れていていただきたいところじゃないかなと思いますので。小中学校ですね。これも、エレベーターがどの程度までできているかということも何らかの形で示していただければと思ひます。以上です。

○今吉会長 ありがとうございます。はい。5ページのノンステップバスの割合について、パーセントは出ているんだけど、実際の稼働率というようなところも、関係性があるんじゃないかということと、あるいは歩道整備、バリアフリーに関しても、熊本市の情報がちょっと入ってないということです。資料の方に熊本市の情報が入れれば同じような形で、学校についても県立高校は資料としては入ってますけど、小中の方は実際どうなんだろうかみたいな形で、もし資料

として準備できるのであればそういった情報を欲しいなといったような竹田委員の意見だと思えます。事務局からどうぞでしょう。

**○事務局** ご質問ありがとうございます。1点目の、乗合バスのうちノンステップバスの割合について、令和3年度で目標値を達成しているというところについてご質問いただきました。現状の指標のとり方といたしましては、委員ご指摘のとおり、乗合バスの車両の総車両が分母というわけではなく、バリアフリー法に基づき、国交省の基本方針に基づきまして、移動円滑化の国の基準で、例えば地形上、勾配が激しいとか、踏み切りの形状等で、ノンステップバス等の低床の車両が行くのは物理的に難しいと認められた車両を除きまして、それを分母として、数値を出しているというところですので、走っている乗合バスが果たして7割以上バリアフリー化されているのか、というご実感だと思います。高速バスに関しましても、荷物の方を床の部分に入れる関係上、適用除外の一例になっているものと承知をいたしております。目標値といたしましては、国の方から示されている基本方針をもとに設定をいたしておりますけれども、今申し上げたような説明を尽くせていないというところだと思いますので、そういったご説明を付記するであるとか、あと計画の初年度で目標を達成したというところをとらえまして、今後の目標値の見直しも検討できればというふうに思っております。以上です。

**○事務局** 5ページ目の達成率80%以上100%未満の数値目標の、35番についてのご質問ですが、まず、熊本市内の道路の管理体制は、直轄国道の国道3号、57号につきましましては、国土交通省が管理をしております。熊本市内にあります直轄国道以外の国道及び県道につきましましては、熊本市の方で管理している状況なので、もしそれを統合するとなると、国土交通省の整備状況、熊本市の整備状況を集約しないと、数値化はできない状況です。なので、この件は、事務局と相談して、統合するのか、このまま熊本県だけの数字とするのかは相談してみたいと思いません。よろしいでしょうか。

**○竹田委員** はい。

**○事務局** 続きまして3点目でございます。10ページの項目15番。エレベーター設置率だったかと思えます。こちらすみません担当課が来ておりませんので、担当課の方にお伝えさせていただきたいと思っております。以上でございます。

## 議題2 熊本県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例に基づく取組状況について

※資料2～4を事務局から説明

(意見・質疑等)

○甲斐委員 手をつなぐ育成会の甲斐といいます。よろしく申し上げます。資料3にありますように、当事者・家族団体との意見交換会の意見・要望を踏まえて対応を書きいただきありがとうございます。ぜひ対応のとおり、今後進めていただければと思います。ひとつ確認ですが、ここに挙げているのは、手話言語条例に基づいて出された意見・要望について、条文に沿いながら対応を書いているようですが、私の記憶違いかもしれませんが、手話言語条例も、あるいは障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例も、そういうものも含めて、意見交換をしたような記憶があります。この表記では手話言語条例について意見交換をして、関係の条文に基づいた対応というように、読み取れます。その確認をさせていただきたいと思っています。

○今吉会長 今、甲斐委員の方からは、今説明された手話言語条例と昨年の夏に行われた意見交換会、そういったようなところの趣旨はどうだったんだろうかといったようなことの確認だと思います。事務局の方からよろしく申し上げます。

○事務局 ご質問ありがとうございました。甲斐委員からご発言がありましたとおり、昨年夏の意見交換会では、いわゆる障害福祉行政全般に関するご意見の交換、そして、手話言語条例に関するご意見の交換、この二つの柱立てで行わせていただきました。今回は、そのうち手話言語に関する条例に関する意見交換部分のみを資料3としてまとめさせていただいたものでございます。回答になっていませうでしょうか。

○甲斐委員 特に、事業者の合理的配慮義務とかについて今後の対応を書いていますが、この辺りについては、手話言語条例も含めて、障害者差別解消法とか、障害もある人もない人も共に生きる熊本づくり条例、そこ辺りも含まれていると思います。私はそういうふうに解釈したんです。他にも「分かりやすい版」などについても記載がありますが、この資料を見ると手話言語条例に対しての意見・要望に対する対応というように受け取られてしまうのではないのでしょうか。もちろん、先ほどの説明の中で少しご説明があったかと思いますが・・・。

○今吉会長 はい。障がい当事者家族団体との意見交換会につきましては、私もオブザーバーとして参加させていただきました。確か、育成会からは遠隔ツール

での対応じゃなかったのかというふうに記憶しております。事前に、事務局の方からは手話言語条例に関する条例についていかがかという意見と、もし皆さんたちの方から何か要望があれば、そういったことも話してもらいたいと。一団体で限られた時間で30分と記憶しておりますが、その中でいろいろなご意見、要望とか含めていただいた。米澤課長の方からは、今までどのようにやってるのかということ把握していなかったから、改めて、各団体との意見交換を進めながら、今後の障害福祉行政に対して役立てていきたいといった上で、意見交換会が進められたというふうに記憶しております。事務局の方から補足がありましたら。

**○事務局** ありがとうございます。意見交換会の趣旨は今、会長から発言いただいたとおりでございます。ちょっと甲斐委員の問題意識とずれていたら恐縮でございますけれども、今回のこの条例というものが、いわゆる手話言語等が、それぞれですね、障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例ということで、おそらく甲斐委員の発言の趣旨としては、手話以外の障害特性、ろう者以外の障害特性に応じた合理的配慮という部分もこの条例に入ってくるのではないかと。その部分については資料3の中に記載が少し足りないのではないかと。趣旨かなというふうに思ったところでございます。ずれていたら恐縮です。その点については、この条例の趣旨というものが、いわゆる手話言語にとどまらず、それ以外の合理的配慮を踏まえたものになっておりますので、直接、資料には記載はございませんが、それ以外の障害特性に応じた合理的配慮というものも、意見交換会でいただいたご意見を踏まえながら、しっかりと進めていきたいと思っております。以上でございます。

**○今吉会長** ありがとうございます。はい。他に

**○篠原委員** はい、同友会の篠原です。この意見交換の中での、13条の事業者に対する協力の、意見・要望としては、調整役、マンパワーが足りないと。具体的にジョブコーチが足りない。というふうに要望されているところに対して、回答が就業・生活支援センターにその機能を持ってるんだからと。ちょっとこう丸投げされているような言い方がするんですけども。先ほど、就業・生活支援センターの登録者は目標に至っていないというところがありましたが、就業・生活支援センター自体も、非常に抱えてる仕事も多くて、こういうジョブコーチのところまでとても手が回らないのではないかと。というふうな感想を持ちました。はい。以上です。

**○今吉会長** はい。中ポツのところでは取り扱ってはいるものの、ジョブコーチに

については、そこまでは、把握しきれないというご意見だったと思います。そこで踏まえまして、事務局の方からよろしく申し上げます。

**○事務局** ご指摘のとおり、事業者に対する協力というところで、今、中ポツセンターさんでも頑張っていたいただいているところでございますけれども、当然それで終わりということでは考えておりません。県としましては、労働局さんとか、熊本障害者職業センターとか、そういったところのご協力もいただきながらではございますけれども、事業者様に障がい者の雇用、また、聴覚障がいの方も含めて、そういった方へのご理解が進むようなですね、施策は検討していきたいと思っております。ご指摘のとおり、丸投げするつもりではなく、県としても今後施策の方も検討していきたいと考えております。ありがとうございます。

**○今吉会長** お願いします。他にご意見等ございましたら。

**○竹田委員** 身障連の竹田でございます。すいません。11条の人材の育成というところですね。ICT機器のですね、利用支援を事業化して欲しいという要望があって、例えばその回答は、全国の事例を踏まえながら検討していくというふうにございましたけれども、現実的に条例ができたときに思ったんですがね。我々障がい者がいっぱいいる中で絶対必要なものだということがですね、我々は車椅子でバリアフリー進めて欲しいという要望しているわけですね。今回は、ある種、自分たちの意思伝達が分かるように、皆さんにそれを知って欲しいというふうなところで、それは手話と言語となっているのですが、基本的にその手話はイコール、なかなか人材を通さないなら伝わらないというイメージなんです。この今、ICT機器の利用支援を事業化して欲しい。この辺をですね、もう少し力を入れて欲しいなというふうに思います。というのは、このICTというのはですね、我々からしてみると、エレベーターみたいなものですね、車椅子で行くと階段が登れないのでエレベーター使うっていうぐらいの感じじゃないかなと思いますので、そういった意味ではスマートフォンがすごく流行っているんですね。今、いろんな機器が、ソフトがいろんな機器でできている状態ですよ。それがもっとこう活性化して、手話通訳の人がいなくてもですね、通訳できるようなICT機器があります。それはもう事業者の人たちがですね、普通に使えるような翻訳器みたいなものなんですけれども、それをもっと事業化していけば、すばらしいものになるんじゃないかなと思いますけれども。これは全国の事例を踏まえて検討していくというふうに一言でいくと、なかなかこれは進まないような気がしますので。確かに、全国に事例はあるんですね。ですからそういうのも含めて、ぜひそれはそう

いうふうな方向性で検討していただければなというふうに思います。気になりましたので、ぜひ、もしこういうのをやっているというのであれば、教えていただきたいなと思います。よろしくをお願いします。

**○今吉会長** はい。今、竹田委員の意見の方は、人材養成、ICT機器の対応についてももう少し踏み込んだ形でもいいんじゃないのかなと。先ほど金和委員の方からも、環境の整備とかいったようなところが出てきましたし、今多くの保健医療福祉、障害の分野でもそういった考え方が浸透してきていますので、その中に、やはり環境維持、といったようなものが非常に重要だというようなところがありますので、そういった意味では、今随分と日本、ICTの活用が活発に進んできてますし、いろんな結果も出てますし、いろんな形で報道されてます。そういった情報を取り入れながら、対応については、もうちょっと前向きな発言でもいいのかなといったようなご意見だと思います。事務局の方から何かありましたらどうぞ。

**○事務局** ご質問、ご指摘ありがとうございました。竹田委員並びに会長からのご発言がありましたとおり、ICT機器の利用促進というのは非常に大事だと我々も考えております。回答がさらっとしていて申し訳ございませんでしたが、熱意は我々も持ってやらせていただきますし、竹田委員の熱い思いも今、承りましたので、しっかりとですね、財政当局とも必要性を説明しながら、事業化に向けて、他県の事例を見ながらですね、熊本県としてどういうふうな形でやっていくのがいいのか、そこを考えながら、しっかりと事業化に向けて検討を進めていきたいと思っております。